

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

災害の怖さリアルに

プラント運転の基本学ぶ——三井化学

スパークの再現に息をのむ——ユアテック

特集Ⅱ

専門家集団が建設業の発展を

建設災害防止研究会

ニュース

トラック業界「慣行」把握へ調査

厚労省・国交省 運転者の長時間労働減めず

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2237

2015

7/1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 東京会
社会保険労務士 永井事務所

所長 永井 康幸

第198回

ボンベ再生作業で化学物質過敏症に

■ 災害のあらまし ■

ガスボンベの再生作業に従事していたXが、業務として5年半にわたり、水素、炭酸ガス、窒素、エチレンなどのガス抜き、ラッカースプレーを吹いての塗装や文字プレート洗浄などで、有機溶剤にばく露し、いわゆる「化学物質過敏症」に罹患したとして、労働者災害補償保険法による休業補償給付および療養補償給付を請求した。

■ 判断 ■

5年半もの間、有機溶剤に相当程度ばく露していたこと、ほかに業務との因果関係を明確に否定するだけの要因が認められなかったことなど、諸要素を総合判断し、「化学物質過敏症」に罹患しており、その原因は、ボンベの再生作業への従事で有機溶剤にばく露したことにあるとして、業務上の災害と認定された。

■ 解説 ■

化学物質などに起因する労働災害は、従来から化学物質を扱う事業所における高濃度ばく露での急性中毒症状と、相当濃度の長期間ばく露による慢性症状という枠組みで判断している。いずれにせよ、化学物質にばく露したことと中毒症状との間に、相当因果関係が明確な場合や、有機溶剤が何らかの原因で引火爆発した場合のけがや死亡について肯定されるのが通例である。

他方、「化学物質過敏症」は、必ずしも大量の化学物質のばく露によらずとも、低用量または微量な化学物質に長時間接触した後、非常に微量な化学物質に再接触した場合にも現れる不愉快な症状をいう。

いったん発症すると、その後、極めて微量の同系統の化学物質にも過敏症状を示す

のみならず、原因となった化学物質と化学構造上関連のない多種類の化学物質に反応すること、その症状が多臓器にわたることが特徴である。しかし、医学的には概念自体が未確定であり、心因症による不定愁訴類似のものとする専門家もいるため、「化学物質過敏症」による労災請求が認められる例は少ない。とくにこのケースのように低濃度の化学物質に長期間さらされたことにより、微量の化学物質に過敏に反応するようになる「化学物質過敏症」で業務と症状との相当因果関係が認められ、その請求が認められたケースは珍しい。

Xのガスボンベの再生作業は、5年半で変遷はあるものの、使用済みガスボンベ60本程度のラベルはぎ、残ガス抜き、ボンベの中のゴミ出し、スプレーガン使用による1本1本の外側前面の充填ガス別指定色塗装、ボンベごとのガス名・所有者名の表示をラッカースプレーを吹いての塗装、文字プレート洗浄などであった。これらの作業や塗装はシンナーでの洗浄を伴い、毎日2～3時間またはそれ以上を要した。有機溶剤にはトルエン、キシレンおよび酢酸イソブチルが含有されており、有機溶剤マスクと作業用手袋を着用していた。

Xは、就職後、数カ月後から体調不良を訴え、わずかな異臭や微量の物質に反応して、喀痰・息苦しさ・関節痛・頭痛・皮下出血・めまい・全身の吹き出物・目のかゆみ・目の周囲の痙攣・筋肉痛・嘔吐・下痢・腹痛などの症状が現れた。5年半の就労中は、咽頭痛、痰などの症状で通院を繰り返し、時に吐き気や嘔吐などにも悩まされた。

内科、耳鼻科、神経科などの複数の医師を受診するも、一時的な症状の緩和に留まり、時間が経つにつれ症状は憎悪するばかりだった。また、車の排気ガス、ペンキや



シンナー、ヘアスプレー、新車などのにおいばく露されると動けなくなるほどの症状が起き、殺虫剤や消毒剤などにばく露された場合にも強い症状が出た。退職直前には、頭痛、のどの痛み、動悸、微熱、物忘れ、いらいら感、全身倦怠感、疲労感、頻脈、胸痛、下痢などといった多彩な症状が出そろい、入院したり、呼吸困難で救急車で搬送されるという重い症状に至った。

クリーンルームにおける負荷テストにより、極めて微量の化学物質を15分間吸入負荷したり、対照として化学物質を含まない空気を15分間吸入することをランダムに行い、被験者に知らされずに行う検査でも、微量のホルムアルデヒドやキシレン、トルエンに顕著に反応した。数回の入院を経て、ようやく、いわゆる「化学物質過敏症」という診断を受けることになった。

そこで事実認定された持続性の主症状該当性や、検査結果や症状の具体的経過、化学物質ばく露の有無や程度などを総合考量した結果、職場での有機溶剤ばく露と化学物質過敏症の因果関係が肯定され、労働基準法施行規則別表第1の2第4号9に該当する「その他業務に起因することの明らかな疾病」に該当すると認められた。